

	障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援	障害福祉サービス等事業者との連携支援
補助対象経費の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害福祉サービス事業所等のサービス継続に必要な費用</li> <li>ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用</li> <li>イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</li> <li>ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等</li> <li>エ 連携先事業者への利用者の引継ぎ等の際に生じる障害福祉サービス等報酬では評価されない費用</li> <li>オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用</li>   <li>○ 通所系サービス事業所が人数を制限してサービスを提供する際の費用</li> <li>カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用</li> <li>キ ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用（通信費用は除く。）</li>   <li>○ 通所系サービス事業所が代替の場所において行うサービス実施に係る費用</li> <li>ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等</li> <li>ケ 職員の交通費及び利用者の送迎に係る費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問サービス実施に係る費用</li> <li>コ 訪問サービスの実施に伴う人員確保のための職業紹介料及び（割増）賃金・手当</li> <li>サ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</li> <li>シ 訪問サービスの実施を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用</li> <li>ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用</li> <li>セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</li> </ul>